

## ミッテランとブルム、二つの「実験」

### —その政策理念の比較—

村岡ひとみ

#### I はじめに

1981年、フランソワ＝ミッテランがフランス第5共和政第4代大統領に選出されたとき、フランス経済は、1970年代のオイルショック後の不況から脱出するために必要な処方箋をいまだ持ちあわせていなかった。失業の増大、貿易収支の悪化、フランス製品の国際競争力の低下、所得不均衡の拡大等々のジスカールデスタン時代の負の遺産を引き継いだミッテランが取り組まねばならなかったのは、「病める」フランスの再生であったのである。だが、その再生は、ミッテランにあっては、フランスの国際社会における地位と栄光の回復と同時に進められるものでなければならなかった。それから14年後の1995年、ミッテランは第5共和政下で2期14年間に及ぶ長期の任期を全うした大統領としてエリゼ宮を去った。老獪な政治手腕をもったこの大統領は、1980年代と1990年代前半の激動の時代にフランスを指導し、統合にゆれるヨーロッパにおいてフランスの国際的地位を引き上げることに成功した。ミッテランは、フランスの、あるいはヨーロッパの資本主義経済体制の中で、きわめて現実主義的な対応を繰り返すことによって、フランス経済のある程度の軌道回復に成功し、また、それ故に長期政権を維持できたのであった。

しかし、また、ミッテランの政策は、就任時と退任時のその距離の遠さにおいて、おそらく長く記憶に留められることになろう特徴をもっていた

ことも事実である。大統領就任時に、フランスの再生という課題に対処するにあたって、彼が掲げた政策理念は、フランス経済再生に向けた文字どおりに社会主義的な改革の理念であった。晩年の、現実対処的な政策内容と比べたとき、初期の、つまり就任直後の彼の政策は、フランスのおかれた経済的苦況に自らの理念を対置するという点に大きな特徴があったといえる。しかも、その理念は、国内の勤労者の経済的利益の回復を主軸とするきわめて社会主義的な理念であった。ミッテランが、直面するフランス経済の実情に、大統領就任後、この社会主義的な改革と理念を対置したとき、そして、それが彼の意図に反してわずか1年後に失敗したとき、さらに、晩年の円熟した政策内容からふりかえったとき、この初期の改革と理念は「ミッテランの実験」とよばれることになった。先進資本主義国フランスに適用されようとした社会主義的施策、ミッテランの初期の政策は、それだけで十分に「実験」の名に値している。

今日、「ミッテランの実験」とよばれる、初期の改革と理念はそれではどのようなものであり、どのような政策内容をもっていたのであろうか。それは、フランスが直面していた現実の課題とどのような関係にあり、それらに対してどのように有効なものとして考えられていたのか。また、「ミッテランの実験」には、どこまで社会主義的理念が入りこんでいたのか。そして、1980年代以降の世界資本主義の新しい展開のなかで「ミッテランの実験」はいかなる限界によって、行き詰まったのか。さらには、この「実験」は、今日、どのように評価されるべきなのか。

このような問題意識にたって、大統領就任直後の「ミッテランの実験」を検討していくと、先進資本主義国フランスに社会主義的施策が適用されたのは、実はミッテランの時代が最初ではなかったという事実気づく。1930年代の世界同時不況からの脱出を模索し、フランス版ニューディール政策を追求したレオン＝ブルムの政策がそれである。1936年6月に成立した人民連合内閣、いわゆる第一次ブルム内閣が実施した経済政策は、「ミッ

テランの実験」との類似性の多さにおいて注目される。「ブルムの実験」は「ミッテランの実験」を半世紀前に先行した左翼政権の政策であった。1930年代と1980年代とでは、フランス経済を取り巻く環境も、その抱える問題も違っている。何よりもフランスを含む世界資本主義経済の環境が大きく変わったし、現在の世界経済や各国経済において国家や政府のはたす役割・機能が大きく変わりつつある。それにもかかわらず、「ミッテランの実験」と「ブルムの実験」には、それが登場した背景やその内容において共通するものを読み取ることは可能である。この半世紀の、時代を超えた類似性の中に、フランス経済に固有の構造的特徴をとらえうる可能性がある。

ブルム政権の政策については、既に拙稿で詳しく分析しているので<sup>(1)</sup>、本稿では「ミッテランの実験」の全体像を明らかにし、そのうえで「ブルムの実験」との比較を行なっていく。

## II ミッテランの実験

### (1) ミッテランの経済政策の概要

ミッテランの大統領就任直後の経済政策の3本柱は、失業対策、社会的不平等の是正、そして経済の活性化である。このなかで、失業対策は、ミッテランが1981年の大統領選挙を、「反インフレ」を掲げたジスカールデスタンに対して、「反失業」のスローガンで戦い、大統領の座を射止めた経緯からも、最重点政策とならざるをえなかった。新政権の誕生後、ただちに1982年～1983年の2年間の暫定的な経済計画が策定されたが、そのなかでも失業者数の縮小は基本目標に据えられることになった。成長の促進、不平等の除去、連帯の強化はこの失業対策のための手段として位置づけられていた。

この経済計画による失業対策は、具体的には以下のような内容をもっていった。まず、公共部門を中心に新たな雇用を確保すること。医療、教育、

郵便部門で公務員を15万人増員し、その他の第3セクターで6万人を雇用することが計画された。次に、週労働時間の短縮が提起され、1985年までに法定の週労働時間を40時間から35時間に減らすという試みが提案された。また、65歳から60歳へと退職年齢を引下げる早期退職制の導入が折り込まれた。さらに、年次有給休暇を4週間から5週間へ増加させるなどの案が出された。これらは、失業者と労働者との間での、あるいは老人と若者との間でのいわゆる「労働の分かち合い」を実現しようとするものであり、この他にも、青年層を対象とした職業訓練の充実強化などがうたわれ、失業者数の縮小を企図した施策がつぎつぎと実施されていったのである。

こうした施策を担保するために、1982年度予算では、前年比27.5%増の大型予算が組まれ、また、貨幣供給量を、現行1981年目標値に対して11%拡大するという方針から、それを17%にまで拡大することが容認されていた。

さて、1976年のOECDレポートでも指摘されているように、フランスは先進国中最も所得格差の大きい国である。また、フランスの税制は、従来から、他の先進国と比較して、特に財産所有者や高額所得者に有利であると指摘されていた。この所得格差を是正して「平等な社会」を作ることが、左翼政権であるミッテラン政権のもう一つの重要な政策課題であったことはいうまでもない。この課題は、1972年の社会党政府綱領のなかでも、取り上げられていたからである。同綱領は、国有化の推進、計画化の拡大、労働者権の強化、民主的な地方分権計画の実施、そして財産税強化による社会的不平等の縮小と現行税制の改正を、いわゆる〈資本主義との断絶〉のための具体的手段として位置づけていた<sup>(2)</sup>。ミッテランは、こうしたなか、「労働所得や消費に課税しながら財産を放置しておくのは正常ではない」との立場から、イギリス、旧西独、スイスなどの税制を参考に、財産税の導入を具体化したといわれている<sup>(3)</sup>。

1982年の税制改正による財産税の創設は、そうしたミッテランや社会党

の「平等な社会」の実現への政治理念の具体化である。財産税の創設によって、300万フラン以上の財産所有者に対し、累進税率0.5～8%の範囲での課税がなされた。さらに付加所得税が新設され、所得税額15000フラン超の部分に対して税額の10%の付加税が課されることになったのである。フランスでは、税収の約44%は付加価値税で構成されているが、その付加価値税の改正も同時に行なわれた。すなわち、通常を税率を17.6%から18.6%に引き上げる一方、食料品に適用される税率を7%から5.5%に引下げ、逆進的性格のつよい低所得者への付加価値税負担を軽減することにつとめたのである。この結果、付加価値税は $33\frac{1}{3}\%$ 、18.6%、5.5%という3種類の税率で運営されることになった。

この他にも、社会的格差是正に向けた諸施策が多数実施された。最低賃金は25%引き上げられた。子供2人の家庭は月額5000フランまで免税されるという低所得者にたいする減税も実施され、貯蓄への物価スライド制の導入、必需品に対する付加価値税免除、社会保障諸給付の増額（家族手当の25%引き上げ、住宅手当の25%引き上げ、老齢年金の20%引き上げ）などの施策が矢継ぎ早に実施されていった<sup>(4)</sup>。

三本柱の一つである経済の活性化問題に関しては、政府・公的部門の活動に大きな役割が課されていたのが特徴である。まず、経済成長率の目標については、「暫定計画」において3%と設定された。この目標に向けて、産業および金融部門の国有化が実施され、政府による投資のコントロールを可能にする試みがなされた。また、政府の予算配分では研究開発予算が重視され、1982年度予算では技術開発補助費（対前年比76%増）や産業振興費（同52.4%増）が大幅に増加している。このように、産業と銀行を国有化し、投資をコントロールすると同時に、研究開発投資に資金を重点配分することで、生産性の向上や国際競争力の強化を企図したのであった。

ここに見た、就任直後のミッテランの経済政策は、国有化や公共投資の増大によって生産的投資を促し、加えて、失業解消や低所得者の所得引き

上げによる消費需要の拡大を経済成長のための梃子にするというものであった。こうしたミッテランの経済政策について、野村昭夫氏は次のように評価している。「財政支出の増大がただちに民間生産投資の喚起に結びつき、また雇用と社会保障給付の拡大がただちに民間消費の増加をもたらし、こうして国民経済の総需要の全般的な喚起によって、早期にインフレの克服が達成できると予測していたふしがうかがわれ、こうした前提に立脚して、かなり単純なケインズの需要拡大政策を性急に追求しようとしたものであったと考えることができる<sup>(5)</sup>。」

野村氏の指摘にもあるように、楽観的ともいえるこのようなケインズの財政膨張主義は1980年代という時代にあっては、かつてのようにいわゆる成長の「誘い水」としての役割を果たすことができず、早晚挫折を余儀なくされることになる。

フランスでミッテラン政権が成立した1980年代は、イギリスではサッチャー政権、アメリカではレーガン政権が成立し、財政支出の削減、民間活力を引き出す大幅減税、規制緩和、そして通貨量の抑制などマネタリズムやサプライサイド・エコノミックスを中心とする反ケインズ主義政策が世界の潮流となっていた。このような国際環境のなかで、前述したように、ミッテランは「左翼ケインズ主義」と称される積極財政を梃子に、最低賃金や老齢年金・家族手当などの増額、失業解消のためのワークシェアリングとして有給休暇の5週間制の導入、年金の60歳受給、さらに300万フラン以上の資産保有者からの富裕税徴収など、社会的格差の是正による消費需要刺激政策を展開していくのである。与えられたパイの分配の公正化によって経済成長をめざしたミッテランの政策は、市場原理の導入によって経済的弱者を切り捨てていったサッチャー政権やレーガン政権とは対極に位置するものと規定できる。だが、他国がインフレ抑制政策を採用しているなかで、ひとりフランスだけが有効需要創出政策を展開することは、フランス製品の国際競争力を失わせ、貿易収支の悪化を招くことになる。事実、

ミッテランは国際収支の悪化からフランの切り下げを余儀なくされ、政策を大転換させていくのである。こうした政策については、政権発足当初から、「物価が14%も上昇しているのに、赤字財政で景気拡大を図るのは非常識なことで、インフレが悪化するのには目にみえている。」「公共部門の拡大は経済の活力をむしろ低下させる。」「労働時間の短縮は生産コストを高め、競争力を低下させる。」などなど、数多くの批判があった<sup>(6)</sup>。この点については、あらためて論ずることにする。

## (2) 国有化政策と分権化政策

国有化政策のねらいは、1981年10月13日国有化法案が国民議会上程された際、モーロワ首相によってなされた趣旨説明演説で包括的に示されている。そこでは、国有化のねらいを資本の集中および国際化に伴う弊害の排除、経済危機の克服とフランス経済の再建、企業の民主化の促進、の三点で捉えていた。演説を要約すると以下のとおりである。

まず、第一のねらいでは、資本の集積・集中とグローバル化に伴って進行している資本の多国籍化の現状に対する強い危機意識が表明されていた。生産の決定権が多国籍企業の手委ねられることを阻止し、フランス経済を国民全体の利益に沿う方向に向かわせるために国有化が必要であるとしている。このことは「国有化は、フランスの生産防衛の武器である」といったミッテランのことばに象徴的に表現されているといえる。

第二のねらいでは、国有企業の過去の実績は、まさに国有企業がフランス産業を刷新する原動力であったことを証明しているとし、今後フランス産業の競争力を引き上げていくためには国有化の拡大や経済計画の充実を図り、長期的な産業戦略を展開していく必要があるとしている。すなわち、国有化と経済計画とは政府の施策を支える車の両輪であるとし、拡大した公共部門をもって経済発展の牽引車、新しい産業ダイナミズムの牽引車たらしめようと考えていたのである。また、その前提条件として銀行の国有

化を通じた効率的な信用の配分を挙げている。資金面では、銀行の国有化が経済発展の条件であり、国有化によって設備投資の促進と調整が可能になるとしている。

第三のねらいでは、ダイナミックな社会政策や企業内民主化を進める上で、国有企業をそのための実験の場と捉えている。こうした期待は、過去においてルノー、フランス電力、フランスガスなどの国有企業が労働者の福利厚生面で先駆的役割を果たしてきたという実績に基づいている<sup>(7)</sup>。

このように、国有化政策はいわゆる革新的経済政策の中核として位置づけられ、雇用の確保や失業救済はもとより、戦略的産業や先端産業への重点的投資による投資の拡大や技術開発の誘導、さらに労働条件の改善や労働者の経営参加などの問題についての先導役など、多くの期待が込められていた政策であったのである。

ミッテラン政権のもとでの国有化は、1936年の人民戦線内閣時代、1945年～1946年の社共連立政権時代に次ぐ、第三次の国有化といえるものであった。その特徴は、規模の大きさに加えてフランスを代表する企業グループや金融グループが対象となったところにある。これらの企業はその傘下に多数の子会社を抱えていただけではなく、従業員数や売り上げ高において海外比率の高い、いわゆる多国籍企業でもあった。

ところで、ミッテランの国有化政策は1972年7月12日に社会党、共産党、左翼急進運動の政党間で締結された共同綱領にそのアウトラインをみることが出来る。共同綱領の「公共部門の民主化と拡大」と題する章において、左翼政権が早急に実現すべき「国有化の最低基準」として「銀行・金融部門の全体および重要経済部門において戦略的に重要な地位を占める企業グループ」の国有化が既に提示されていた。具体的には、地下資源、兵器、宇宙航空機、原子力、製薬、エレクトロニクス（コンピュータ）そして化学部門のダッソー、ルーセル・ユクラフ、ローヌ・プーラン、ITT・フランス、トムソン・ブラント、ハネウエル・ブル、ペシネー・ユジーヌ・



キュルマン、サンゴバン・ポインタ・ムッソン、CGEの9グループの完全国有化、さらに鉄鋼、石油、陸運、海運、水道、高速道路の利権などの部分的国有化が挙げられていた。ただ、国有化の対象範囲をめぐり、共産党が鉄鋼、石油、そして自動車のプジョー・シトロエン・グループを加えること、また国有化対象企業の子会社1000社を国有化すべきことを主張しており、社会党との間で深刻な対立が生じていたという。最終的には、ミッテラン政権下での国有化は子会社は対象外とされ親会社のみを国有化となったのである<sup>(8)</sup>。

さて、国有化方式は大別すると三方式に分かれている。第一は、1981年11月27日付け補正予算法の成立による国有化である。すなわち、事実上政府からの長期貸し付け金で運営されていた巨大企業に対しては、その資金を資本に組み入れて国有化したのである。こうして、鉄鋼のユジノール、サシロール2社の95%国有化が実現した。第二は、交渉に基づき、政府が株主の保有株式を過半数もしくは全て取得する方式である。この51%以上国有化の対象となった企業は、軍用機のダッソー・ブレゲ、兵器・エレクトロニクスのマトラ、製薬のルーセル・ユクラフ、電話機のITT・フランス、コンピュータのCII・ハネウエル・ブルであった。第三は、国有化法を制定しての100%国有化であった。CGE、サンゴバン、ペシネー・ユジーヌ・キュルマン、ローヌ・プーラン、トムソン・ブランド、居住者預金を10億フラン以上受け入れている国内登録銀行39行、二大金融グループの持株会社2社、——パリバ金融会社、スエズ金融会社——がこの方式で国有化された<sup>(9)</sup>。

ただ、こうした国有化がなんの抵抗もなく実現されたわけではない。もちろん、従来、フランスでは反企業・反資本主義的意識が強いと指摘されてきた。ともすれば民間企業は自己保身的な経営戦略を採用する傾向が強く、対する国有企業は、例えば、ルノー自動車に象徴されるように、有給休暇の増加など労働条件の改善の先導役を務めながら、プジョー・シトロ

エン・グループを相手に業績を上げるなど健闘していたのも事実である。さらに1974年～1980年の期間をみると民間投資が5%減少しているのに対して公共企業投資は実質で91%増大しており<sup>(10)</sup>、国有企業が経済発展の積極的な担い手であったことも証明されている。かくて、フランスでは、基幹産業や先端産業、あるいは金融など重要産業は優秀なテクノクラートにむしろ委ねたほうが良いといった国民的な共通認識があったことも指摘しておかねばならないだろう。その意味では国有化には抵抗の少ない国柄であるといえる。しかし、事はそう簡単ではなく、国有化にはやはり若干の軋轢があった。

1981年9月23日国民議会に提出された「国有化法」第一次政府案は、元老院で否決され、最終的に野党側から出された違憲審査要求に基づき憲法評議会にかけられることになった。1982年1月16日憲法評議会は、国有化の原則・方法それ自体は合憲としながらも、次の三点について違憲であるとの裁決を下した。すなわち、株主補償が不当に低いこと、外国の子会社・支店の資産を国有企業者の経営委員会が勝手に処分できるとしたことは越権行為であること、相互銀行・協同組合銀行が国有化から除外されたことは不平等であること、の三点であった。政府は、この裁決をうけて第二次政府案として修正案を作成し、1982年1月20日国民議会に提出した。憲法評議会での合憲裁決を得て「国有化法」が成立したのは1982年2月11日のことであった<sup>(11)</sup>。

次に、国有化政策とともに重要な位置を占めていた分権化政策について概観する。

ミッテランの次の言葉にもあるように——「ひとは私のことをジャコバンといい、だから国家管理の組み立ての賛成者で、地域権力に反対している人間だという。二重の誤りです。第一に、現代フランスの息のつまるような組み立てのモデルを作ったのは、ナポレオン・ボナパルトで、ジャコバンではない。第二に、私は、人々が生活し働いているすべての場で決定

が行なわれるために、分権化が最大限おしすすめられることを望んでいます。」——国有化と分権化とは一見パラドックス的政策のようにみえるが、両政策共に、権力を国民の手に委譲させる構造改革の一貫した政策として位置づけられているのである。ミッテランは、この分権化政策によって中央政府から地方政府への権限の委譲を積極的に展開するのであるが、ここではミッテラン政権の特徴を、従来の中央集権的な国家の在り方に対して、異議申し立てをした政権として押さえることが肝要である。

さて、分権化政策は、1982年3月2日の「市町村、県および州の権利と自由に関する法律」の制定を皮切りに、1982年から約3年の間におよそ30におよぶ法律と200を超える政令によって実施されていった。ただ、大山礼子氏の指摘にもあるように、分権化政策の内容そのものが多岐にわたっている上、改革全体の見取り図となるべき基本法が制定されずに、個別の法律の積み重ねによって進められたこと、加えて、1982年以来10年にわたる改革が必ずしも系統だったものではなかったことなどから、分権化政策による改革の全容を把握することはきわめて困難である<sup>(12)</sup>。従って、ここでは、分権化政策として実施された内容を簡単に項目化することにとどめたい。分権化政策として次のような政策が実施された。①県知事制度の廃止。②県の行政執行権は住民によって直接選出される県議会議長のもとに移される。③22の地域圏を完全な自治体に昇格させる。④市町村——県——地域圏間での権限の分与が明確化される。⑤国から地方自治体への権限委譲に伴う地方財政制度の改革。⑥地域独自の言語や文化の復興。

こうした分権化政策には、地方議会で躍進していた左派勢力の優勢をフランス全土に拡大することで、中央を拠点とした右派勢力の形勢挽回を阻止せんとする意図が働いていたとする評価や<sup>(13)</sup>、あるいは保守派からの「大きな政府」批判をかわす、ミッテランの現実政治感覚の鋭さを示す事例であるとする評価など<sup>(14)</sup>、様々な評価があるが、総じてミッテランの分権化政策が不徹底に終わったとする点では異論はないようである。

いずれにしても、自主管理型社会を目指す上で分権化政策がその所期の目的を達成することができたとは言い難いが、その後のヨーロッパ統合の進展を鑑みると、その先駆的性格は注目に値する。というのは、ヨーロッパ統合の進展はますます国境を形骸化すると同時に、中央集権的機構による国家の吸引力をも弱体化させていくであろうからである。現に、ヨーロッパではスペイン北東部から南フランスを経て、イタリア北・中部にいたる带状の地域が経済的結びつきを強めており、あるいは、オランダ南部とドイツ・ベルギーとの国境隣接地域、フランスのロレーヌ、ドイツのザイール、ルクセンブルグにまたがる地域などなど、国境をまたいだ広域経済圏が形成されつつある<sup>(15)</sup>。こうした国境隣接地帯は民族や言語、文化など共通するものが多く、従って、分権化政策が国境を越えた地方自治体同士の結びつきを深めさせ、新しい政治地図を作り出しつつあることは確かである。その意味で分権化政策が従来の国民国家の枠組みを内部から突き崩す役割を担っていたともみることができ、21世紀を先取りした政策とも捉えることができるのである。

### (3) 国有化政策に対する評価

ミッテランの実験において国有化政策がどのような意味をもっていたのか、その点について、まず新田俊三氏の所説を取り上げてみたい。新田氏によれば、ミッテランの国有化政策は「それ自体として社会主義的な政策とは言い難い内容<sup>(16)</sup>」であるとし、「これまでのフランスにおける国有化政策の、実質的には延長上にある政策<sup>(17)</sup>」とみている。すなわち、今回国有化された兵器産業のダッソーや鉄鋼業のユジノール、サシロールなどは、前政権であるジスカルデスタン政権のもとで実質的に国有化されていたとし<sup>(18)</sup>、——フランスの鉄鋼業を代表するユジノール、ヴァンデル＝シデロール、サシロールの各グループは、それまでも設備近代化資金や借款団による連合債などの政府援助を受けていたが、1977年の鉄鋼不況

を機に政府は国家資金、政府系金融機関の貸し付け金を基礎資金として、鉄鋼業の持ち株支配を行なった<sup>(19)</sup>。——その事実ひとつを取ってみても、政策としての連続性が確認されるとする。さらに、大統領選挙において、ドゴール左派がミッテランの国有化政策にさほど反対しなかったことなどから、ジスカルデスタン政権はもとよりドゴール大統領時代の国有化政策をも継承するものとみている。ミッテラン自身、銀行の国有化をはじめとする国有化路線は、むしろ1945年のドゴールの資本主義でもなく社会主義でもない「第三の道」の継承であると述べていることなどを考えあわせると<sup>(20)</sup>、ミッテランの国有化が戦後フランスにおける第三次国有化として歴史的連続性をもったものであるとの新田氏の指摘は、首肯できるものと言える。

このように、新田氏によれば、ミッテランの国有化はフランス経済の近代化政策としての意味をもったものとされ、左翼政権としての独自性はむしろ地方分権化政策にあるとされる。新田氏は「自主管理型社会主義の特徴は、「生産手段の社会化」と同時に「権力手段の社会化」、すなわち、権力手段の一部少数者による独占を市民の手によって管理する形態、すなわち、権力手段の社会化を主張する思想<sup>(21)</sup>」であると定義されているが、こうした自主管理型社会主義の思想からみても、地方分権化政策は「その内容において、まさにフランス革命以来の国家の権力構造の解体を意味すると同時に…（中略）… 社会主義体制の前進としては重要な意味をもつもの<sup>(22)</sup>」であるとされる。このように、新田氏は、「地方分権は資本主義との絶縁への最強のテコとなるものである」として、ミッテラン政権にとっての分権化政策のもつ重要性を指摘している。

とはいえ、新田氏は、国有化政策を経済近代化政策として位置づけながらも、同時に、それが前政権までの国有化政策とは異なり、自主管理型社会主義に向けての社会改造の手段、いわゆる「資本主義との絶縁」の手段という性格も併せ持っている点を指摘している。こうした理解は、宮嶋喬

氏の所説にもみられ、宮嶋氏は「自主管理型社会主義の路線をかかげ、たんに企業の国有化移管を追求するのではなく、労働者にたいして真に開かれた企業管理システムを創造する<sup>(23)</sup>」手段としての国有化のもつ意義を指摘している。

ともあれ、ミッテラン政権が従来の中央集権的な国家の在り方に対して異議申し立てをした政権であるとすれば、その国有化が、それ以前のフランスあるいはヨーロッパ諸国での国有化とは違ったものにならざるをえないことは論をまたない。その点で、その異質性を強調するために、一般に「国有化」という言葉を使わずに、むしろ「国民化」あるいは「社会的所有」という言葉が使われている。

周知のごとく、「国民化」という言葉は、1944年3月に発表された全国抵抗評議会綱領（レジスタンス綱領）の中で使われていた言葉である。全国抵抗評議会綱領は、モネ・プラン（1947年～1951年の第一次経済計画）に多大の影響を与え、その後のフランスの混合経済的發展を規定づけたものといえるのであるが、そこでは、第二次世界大戦後のフランス経済のあるべき姿が描かれ、特に政治制度改革よりも経済改革の必要性が強調されていた。すなわち、綱領では、戦前からの懸案事項であったフランスの重化学工業の立ち後れや低位な再生産構造を克服する手段として「国民的所有、国民代表による管理」が提唱されていたのである。この「国民的所有、国民代表による管理」が、「国民化」とも表現されている。ミッテランの国有化は、まさに、ここでいう「国民化」と同じ概念と捉えることができる。

また、「社会的所有」もこの「国民化」と同義語と理解することができる。例えば、伊吹迪人氏は、「わが国では『国有化』という表現を用いて報じられているが、——（中略）——むしろ『社会的所有化』という表現が適している。<sup>(24)</sup>」と述べ、「社会的所有」とは、企業の所有が資本家であれ国家であれ単一の人格に帰する場合には種々の弊害を伴いやすいので、

所有というものは社会的に分散された形態で管理されなければならないとの思想を表現し、具体的には、国家代表・労働者代表・利益関係者の三者で構成される「管理委員会」に象徴されるとしている。

このように、左翼陣営においては、従来から構造改革や生産性の向上が最重要課題と捉えられ、その手段として国民の手になる経済管理が追求されていたのである。こうした経済管理の思想がミッテラン政権に継承され、国有化政策の中に具現化されていったといえる。

次にミッテランの国有化政策を工業愛国主義の具現化とみている中木康夫氏の所説を取り上げてみたい。中木氏は、「もともとフランスでは国民(有)化ないし国有化の発想は古<sup>(25)</sup>」く、それ自体「フランスの歴史のなかで決して異質的なものではない。しかもフランスで『国有化』が提起されるばあいには、かならず一定の時代背景があり、それには特有の強烈な愛国主義、とくに先進国にたいする経済ナショナリズムにむすびついている。<sup>(26)</sup>」と述べ、「ルイ14世以来、フランスはつねにアングロサクソン世界(イギリス、ついでアメリカ)にたいして経済的後進国の地位におかれてきたが、そうした最先進国との経済格差がつよく意識されるたびに、『国有化』が押し出される<sup>(27)</sup>」とみている。中木氏によれば、ミッテランの国有化政策の背景には、こうしたフランスに伝統的な愛国主義的潮流があり、その国有化は「あきらかに経済愛国主義の所産であり、それは民族資本の保護を第一の目的としている。<sup>(28)</sup>」と分析される。

ここで、中木氏の指摘される工業愛国主義の視点からミッテランの政策を検討してみたい。ミッテラン政権は、1981年に発表された暫定的な経済計画である「代替計画」のなかで、失業・インフレ・経済の対外依存・不平等との闘い、の四つの課題を掲げていた。こうした四つの課題のなかで、工業愛国主義との関連で注目されるのは「経済の対外依存」の克服である。かかる「経済の対外依存」克服のための戦略として「輸出促進、国内市場奪回による生産力の発展」が目指されていたが、この点を、1980年に採択

された社会党憲章でもある「社会主義プロジェクト」でもう少し詳しくみることにする。

そこでは、まず、フランスとフランスを支配する国々（米国、旧西独）およびフランスが支配する国々（発展途上国）との通商、財政関係について再び均衡を取り戻すことが重要であることが唱えられていた。とりわけ、1960年から1978年の期間に国民総生産に占める貿易の比率が10%から22%に急上昇したことを憂慮し、国民総生産における貿易依存度の割合の増大を食い止める必要性が強調されていた。具体的目標として1990年までに貿易依存度の割合を20%に引き下げることが提起された。そのために、旧西独との間で均衡を回復させ、公平な競争ルールの復活をはかること、固定相場制へ復帰して、欧州通貨制度（EMS）には反対する立場が示された。また、開発途上国に対しては、不平等交易を是正することが目標とされ、国家間の協定および技術・文化に関する広範な協力の実現や大規模かつ積極的な融資政策の展開がうたわれている。

こうした「支配もしないし、支配もされない経済」の構築のために、具体的に次の二つの優先目標が挙げられた。一つはフランス経済の自立性を強化すること、すなわち、産業再建、国内市場の再獲得、エネルギーなどの安定確保によって国民総生産の伸びに対する対外取引の伸びを抑えることであり、二つめはフランス市場の競争力の防衛である。

こうした優先目標から、社会党が保護主義に傾斜した視点を持っていたことが看取できる。さらに、そこでは、無差別な保護主義には反対するが、さりとて、無条件な自由主義にも賛成しないとして、国家は経済拡大への再出発を台無しにしかねないような無限定な輸入の膨張を制限する必要性を優先できると述べられていた。また、フランス工業の競争力を高めるために徹底的に改革を行い、輸出の増大を図るべきことが強調されていた<sup>(29)</sup>。

このような内容の「社会主義プロジェクト」から、ミッテランの経済政



策がジスカルデスタン政権の自由化政策に対峙した保護主義的発想の強い政策であることが確認できる。さらに付言すれば、1981年9月24日、ミッテランは、その大統領就任後初めて行なった記者会見で、国有化政策は「われわれにとって、フランスの生産防衛の武器である」とも明言している。ミッテランのこうした新重商主義的発想は（——「経済の対外依存」克服のために国内市場を奪還し輸出の伸張をめざすという——）、当時の世界貿易の停滞状況およびフランス工業製品の国際競争力の水準からみて、勢い、種々の輸入抑制による国内市場と国内産業の保護という、保護主義への傾斜を必然化させることになるのである。

以上、ミッテランの経済政策には、中木氏の説く工業愛国主義と称されるナショナリズムが強烈に刻印されていることが理解できる。氏によれば「ドゴール主義と共通するこのナショナリズムは、とくに社会党最左翼派閥のセレス（社会主義教育研究センター）において強烈であった。セレス指導者で政府の研究・工業相であったシュヴェーヌマンによれば『国有化』は『アメリカ帝国主義にたいする抵抗の武器』であった<sup>(30)</sup>」とされる。

実際、石油危機以後のフランス経済の地盤沈下は著しく、1974年から1981年にかけてフランスの工業は全体で68万人の雇用を失い、外国製品の市場占有率は24%から31%に増大している<sup>(31)</sup>。このように国内市場が外国製品によって占有されてしまったのは、ジスカルデスタン政権の自由化政策に起因するとし、ミッテランは「国内市場の再征服・国民的産業の保護」によって現状を打開せんとしたのである。また、ミッテランは「ドゴールが核戦力によっておこなったことを国民（国有）化によっておこなう。」とも述べており、国有化をフランス経済の自立にとっての強力な武器と位置づけていたのである。

もちろん、ミッテランを保護主義者と断定することは間違いであろう。ミッテランは早い時期から「欧州社会地域」という概念を披瀝し、EC内の社会立法を最も進んだ加盟国の運用状況に沿って次第に統一していくべ

きであることを唱えていた<sup>(32)</sup>。また、1994年12月31日の任期最後の新年メッセージでも「フランスの明日は、欧州を經由してこそやってくる」と述べ、ヨーロッパ統合を積極的に推進し、そこでフランスがヘゲモニーを発揮すべきであることを強調していた。ミッテランは国民国家の枠組みを超えて経済活動がボーダレス化していく時代の趨勢の中で、ヨーロッパ統合への積極的取り組みの必要性を認識し、その方向へ突き進んでいくことになったのである。しかし、政権発足当初は、国民国家の枠組みを超えた発想はまだ希薄であったし、むしろ保護主義的発想の方が強かったといえる。このことは、ミッテランの特別顧問であるジャック・アタリが、経済のオートノミーの維持、とりわけアメリカからの独立と権力の分権化を強く提唱していたことによっても確認できる<sup>(33)</sup>。

以上、新田氏および中木氏の所説を検討するなかで、ミッテランの国有化政策が工業愛国主義的発想にたった経済近代化政策として、ドゴール政権以来の政策理念の延長線上にあることが明らかにされた。また、一方では、国有化された企業および銀行の経営管理は三者方式による取締役会に委ねられることが国有化法第7条および第22条で明記されており（取締役会は、政府・従業員・業界有識者の三者の代表によって構成され、銀行では、その構成比は5名・5名・5名、銀行以外は、7名・6名・5名であった<sup>(34)</sup>）、こうした規定から国有企業が企業の民主化を促進する先導役として位置づけられていたことも併せて確認できる。換言すれば、集権的な国家管理が否定され、企業の自主的な経営活動を前提に経営への労働者の参加が実現されるなど、より民主的な経営管理が採用されていたのである。いわゆる国民の手になる経済管理へ向けてその第一歩が踏み出されたといえる。ともあれ、ミッテランの実験のもつ意義を考える上で、国有化政策に託された複数の課題を認識することは肝要であり、こうした複数の課題が整合性を持ち得なかったことが国有化政策の失敗の主因であるといえるのかもしれない。この点については、あらためて論ずることにしたい。

### Ⅲ ミッテランの実験とブルムの実験の比較

#### (1) 「構造改革」をめぐる問題

前述したように、構造改革はミッテランの実験においてきわめて重要な課題であったが、1930年代のブルムの実験では、そうした構造改革への取り組みは総体的に弱かったといえる。ブルム政権が構造改革を積極的に推し進めることができなかつた理由は、今日から見れば1930年代という時代的制約にあるといえる。

社会党、急進社会党そして共和社会同盟からなる三党連合政府、いわゆる第一次ブルム人民戦線内閣が発足したのは、1936年6月4日のことである。当時フランス経済は、他の資本主義諸国より遅れてではあるが、大恐慌の深刻な打撃に喘いでいた。フランスでの破産件数は、1929年 9881件、1930年 9946件、1931年には11962件と増加し続け、1931年および1932年には「バンク・ナショナル・ド・クレディ」(Banque Nationale de Credit)「バンク・ド・ユニオン・パリジャン」(Banque de l'Union Parisienne)の二大銀行の破産が発生し、いわゆる全般的産業恐慌の様相を呈していた<sup>(35)</sup>。こうした恐慌の蔓延は、輸出の急速な減退と輸入の急増・フランス短期資本の海外流出などを惹起し、政府による高率関税、輸出奨励金、強制割り当て、輸入禁止などの諸措置の採用にもかかわらず、事態打開は困難をきわめていた。かくて、フランスでは、工業生産指数が恐慌発生以前の水準に戻らないまま第二次世界大戦を迎えることになるのであった<sup>(36)</sup>。また、1935年6月に成立したラバル内閣は、549の大統領令を發布し、フランの海外逃避への対抗策および財政の建直しを図ったが、恐慌発生後の経済停滞の長期化に歯止めをかけることはできなかつた<sup>(37)</sup>。

こうした時代環境のなかで、ブルム政権が緊急の最重要課題として恐慌対策に取り組まざるをえなかつたことは容易に想像できる。1936年1月に

発表され、ブルム政権の経済政策の指針ともなった人民戦線綱領では「恐慌により壊滅または減少した購買力の回復をはかる」として、失業・工業恐慌・農業恐慌・商業恐慌への積極的取り組みが明示されていた。つまり、ブルム政権には、恐慌の深刻な打撃を一刻も早く取り除く、いわゆる対症療法的な政策が緊急かつ最重要な政策として要請されていたのである。

その点では、1980年代のフランスは、E C内におけるフランス経済の地盤沈下という問題を抱えてはいたが、経済危機という深刻な事態には陥ってはおらず、両政権の政策を比較する場合、そうした時代背景の相違を十分認識しておくことが必要であろう。

もっとも、国有化あるいは計画化といった国家の経済的管理に対する認識は、1933年末より「計画主義」の運動が展開され、1930年代中期には計画主義は時代の流行語となった<sup>(38)</sup>、といわれるほどまでに成長していた。ただし、それにもかかわらず、1930年代は、計画化への合意形成はまだ緒についたばかりの時代であったのである。勿論、こうした「計画主義」の運動が、社会党の若い知識人を捉え、ブルム政権の経済政策に管理経済的志向を刻印したことは確かであるが、広田功氏の指摘にもあるように、企業家層の保守性や設備老朽化を是正する「構造改革」の必要性については、左翼内部においてさえまだ明確な意思が形成されていなかったのも事実である<sup>(39)</sup>。ブルム政権の「構造改革」に対する取り組みは、こうした時代的制約も十分配慮した上で考察されなければならないであろう。

とはいえ、ブルム政権下においても、きわめて限定された範囲ではあったが国有化が実施されている。こうした国有化は、その後のフランス経済の管理経済的発展の先駆けとして、また国有化の第一波として位置づけることができる。

そこで、まずブルム政権下での国有化をめぐる経緯を概観してみたい。

ブルム政権の強力な支持母体であった労働総同盟C. G. T. は、従来から一貫して銀行および基幹産業部門の国有化を提唱していた。労働総同

盟は1935年9月の全国大会で「経済改革」プランを正式に採択している。この「経済改革」プランは、アメリカでのニューディールの経験やベルギー労働党の指導者アンリ・ド・マン（構造改革論者で公共事業相と労働相を歴任）の「作業プラン」の思想に多大の影響を受けていた。「経済改革」プランでは、内需拡大と失業解消のために、労働時間の短縮、最低賃金制の導入、農産物の価格保障などが掲げられていた。また、金融寡頭制支配を打破するために、信用機関の国有化、地域社会と被雇用者の代表による銀行と基幹産業の管理、生産と消費を調整し多様な経済活動を統制する権限をもつ組織の国家機構への導入——すなわち「雇い主、労働者、商業、農業、手工業者、自由業者、消費者協同組合の代表的組織の代表」で構成される経済評議会の設置、そして経済評議会による計画プログラムや信用プログラムの策定——などが提唱されていた<sup>(40)</sup>。「経済改革」プランでは、信用機関や基幹産業の国有化を槓杆とした国家による管理経済化の方向が明確に提示されていたのである。

だが、労働総同盟の「経済改革」プランは、ブルム政権下では、諸般の事情によって十全な形で実現されることはなかった。むしろ、1980年代のミッテラン政権下で、この「経済改革」プランで示された思想が開花したともいえる。例えば、経済評議会の構想は、まさにミッテランの「全国計画委員会」の設置として継承され具現化されたといえるのである。

その理由は、ミッテランは、従来の一元的な国家計画にたいして経済計画をより民主的かつ分権的なものにするために、社会各層の合意形成のもとでの計画策定を目指したといえるからである。そのために、地域圏・労働組合・経営者団体・農業団体・市民団体・学識経験者など、いわゆる「社会的パートナー」80名で構成される「全国計画委員会」を設置している。この委員会は単なる諮問機関ではなく、あくまでも計画策定の主体となることが想定されており、そこでは議長を務める計画相が政府・行政側の唯一の代表であり、計画庁と国土整備庁の長官は、いずれも計画の実施

段階における事務局としての立場を代表するものとされていたのである。

1930年代のフランスで、労働総同盟が明確な国有化志向を表明していたにもかかわらず、ブルム政権下での国有化が後述するようにきわめて微温的なものに終わったのは、時代的制約に加えて、ブルム政権を支えた政治的基盤の有り様の違いが大きく関係していた。

すなわち、ブルム政権が社会党単独政権ではなく、急進社会党との連立政権であったこと、加えて、共産党は閣外協力者ではあったが、反ファシズム統一戦線の維持がファシズムの高揚やドイツの再武装という脅威の前では最優先課題と捉えられ、共産党に配慮した政権運営を余儀なくされたことなどから、国有化政策は限定されたものにならざるをえなかったのである。なぜなら、国有化に関しては、中小生産者および農民の利害を代弁し、自由主義経済を標榜する急進社会党は当然のこと、共産党も資本主義の枠内での国有化を改良主義とみなし政治権力の奪取こそ経済構造改革に優先するものとして国有化反対を表明していたのであった<sup>(41)</sup>。結局、国有化が労働総同盟の「経済改革」プランとはほど遠い内容に終わったのは、こうした急進社会党や共産党との政治的妥協の結果であったのである。社会党は、第一次人民戦線内閣総辞職後の1937年7月に開催されたマルセイユ大会において、「主要産業並びに信用の国有化」を1936年1月に発表された人民戦線綱領への追加条項として決議している<sup>(42)</sup>。このことは、社会党が国有化への意欲を持ちながらも、その意図に反して国有化政策を積極的に展開できなかったことを端的に物語るものである。

このように、ブルム政権が反ファシズム統一戦線としての性格を持ち、かつ、連立政権であったことが、急進社会党や共産党との妥協を余儀なくさせ国有化をきわめて微温的なものに結果させたのである。

さて、ブルム政権下で実施された国有化およびそれに準ずる措置は次のような内容であった。

1936年1月12日に発表された人民戦線共同綱領では、フランス銀行理事

会の改組、軍需産業の一部国有化、小麦公団の設置が提唱されていた。具体的には、まず、1936年7月24日付け法律でフランス銀行の定款改正がなされた。定款改正は、当時二百家族の影響下にあったフランス銀行をいわば政府の銀行に改組することを狙ったものであった。

まず、正副総裁については、真に政府の代弁者と位置づけ、国家管理の強化が追求された。理事会については従来の理事会が廃止され、「国民の共同的利害の代表者」「信用の専門家」「信用の利用者」の三者から構成される役員会がそれに代わった。かくして、二百家族による世襲的・寡頭的な理事会支配を終焉させ、管理機構の民主化が制度的に保障されることになったのである。また、4万名を超える株主に持ち株数の如何にかかわらず一票の議決権（一人一票主義）が与えられ、株主総会の民主化が図られると同時に、株主総会の権限が大幅に縮小され役員2名と監査役3名の選任にのみ限定されることになったのである。

このように、フランス銀行の定款改正によって公信用と中央銀行信用との有機的連携が可能となり、総需要管理に向けて有効な財政金融政策を採用する体制が整ったことは意義深い。第二次大戦後の本格的な管理経済への第一歩がここで踏み出されたといえる。さらに、定款第13条で「大蔵省の発行に係る流動公債にして期限3ヵ月以内のものは国庫の利益のためにする場合を除き、フランス銀行に於いて無制限に再割引を受けることができる」と定めることによって、ブルム政権は、大蔵省証券の再割引を通じていわば無制限に融資を受けることが可能となったのである。かくて、同政権はフランス銀行を名実共に「政府の銀行」として措定することによって恐慌対策に積極的に取り組むことができるようになった<sup>(43)</sup>。

次に、1936年8月11日付け法律で軍需産業の国有化と航空機製造会社の国有化が実現された。この法律によって政府は軍需品の製造・販売の事務所の全部もしくは一部の収用権を与えられ、陸・海軍の軍需工場は少数ではあるが無条件で政府直営の工場とされた。また、航空機製造会社6社は

航空機製造国有会社4社に改組され、政府は90%以上の株式を所有し自ら最大の顧客であると同時に最大の株主となったのである<sup>(44)</sup>。

第三に、1936年8月15日付け法律で小麦公団の設立が決定された。小麦公団の設置は農民の所得増大を狙ったものである。具体的には、小麦価格の決定および小麦貿易独占の権限を授与され、貨幣価値の回復と相場調整のために小麦市場の再組織に着手することになった。小麦公団は農務大臣によって任命された総裁1名と52名の委員によって構成される中央委員会によって運営され、国内小麦市場の総括的監督を行い、毎年4月後半に各農家が行なう播種面積の申告とそれに基づく収穫高の予想によって6月後半に全国一律の小麦価格を決定し、価格の暴落、過剰生産、トラストの介入などを防いだのである<sup>(45)</sup>。

ブルムの経済政策については、従来マルサスの過少消費説の誤謬を犯している、あるいは生産力視点が欠けている、といった評価が一般的であったが、前述したような国有化政策をめぐる政治的背景あるいは歴史的背景によって構造改革の要としての国有化が不徹底なものに終わり、結果的にいわゆる購買力政策のみが突出する形になったと理解するほうが適当であるといえる。もちろん、既に拙稿で論じたように、ブルムの経済政策において、国民経済的視点からの再生産構造の近代化・高度化の必要性、緊急性がどのように把握され、どのような方向が打ち出されていたのか、という点については、総じて、明確な方向性を欠いていたという印象は否めない。ただ、国有化が微温的なものに終わったことをもって、生産力視点が欠如していたと断定することは適当とはいえない。

むしろ、ブルム政権が、「労働者と中間層の同盟」政権として金融資本の排斥をその政治的使命としていたが故に、生産性向上や合理化の必要性にたいする認識をもちながらも、そのために有効な政策を取り得なかったとみるほうが妥当であろう。たとえば、ブルム政権は、1937年初め、科学的経営課を開設し、この課を窓口生産の組織化、原材料購入および製品



販売段階での合理化、製品の画一化および大量生産方法の採用など、企業の生産合理化努力を促す、いわゆる行政指導を開始することになった<sup>(46)</sup>。ただ、前述したように金融資本の経済的支配の除去をスローガンとしていた左翼政権にとって、大企業での近代化投資あるいは合理化投資を支援する強力な政策を採用することは自己矛盾であった。当然、ブルム政権の支持基盤である中小零細企業を対象とした生産性向上・合理化への取り組みとならざるをえなかった。しかし、これらの企業は、低賃金と長時間労働をもって大企業に対抗していたのが現状であり、合理化を積極的に展開するにはあまりにも経営基盤が脆弱であった。従って、構造改革に向けての方向性は提示されながらも、実際には、合理化運動はきわめて緩慢なものに終始したのである。

さらにいえば、構造改革に関して、ミッテラン政権とブルム政権との間には明確な相違があることにも留意すべきであろう。ミッテラン政権の構造改革は、フランス経済の近代化・合理化による国際競争力の強化はもとより、前述したように自主管理型社会の構築に向けての手段でもあった。そうした資本主義を超えた社会を希求するといったミッテランのような視点は、ブルム政権の政策理念には見当らない。このことは、1936年10月1日上院でのブルム首相の次のような演説によっても確認できる。——「わが内閣は、資本主義的所有形態の一部を革命的に接收する権限も意図も有していない。われわれの実験は一つの方向を持っているが、それは共和制度内での、また、フランスの制度である所有権制度内での一定量の社会的進歩の実現が可能であることを証明することである<sup>(47)</sup>。」

従って、カトリーヌ・ネイの指摘にもあるように、両政権は左翼政権として政策面での共通性を多く持ちながらも、ミッテランのほうがブルムよりも野心的かつ社会主義的であったといえよう。ブルムの実験は、いわゆる構造改革の点で大きな足跡を残したというよりも、むしろ政府の役割を強化し総需要管理による経済発展を目指した、まさにフランス版ニューディー

ルと呼ぶに相応しい内容のものであったといえる。換言すれば、第二次大戦後採用されていったケインズの財政金融政策の先駆的形態としての意義を持ったものと捉えることができる。ただ、あくまでも左翼政権としての左翼的アプローチによる財政金融政策ではあるが。

## (2) 購買力増大をめぐる問題

新田俊三氏は、ミッテランの政策にブルムの影響を、すなわち、いわゆる購買力理論を軸とした「フランス型ニューディールの伝統を感じる」<sup>(48)</sup>、と述べているが、両政権の政策には共通点がきわめて多い。とりわけ、両政権は左翼政権として労働者の所得増大を梃子とした経済成長を目指しており、こうした消費需要の拡大が経済発展の強力な牽引車となると捉えていた点が共通している。

ブルム政権は、1936年6月7日締結されたマティニョン協定によって、7～15%の賃金引き上げを、また、一連の社会立法によって2週間の有給休暇、週40時間労働制などを実現している。こうした有給休暇の設定さらに賃金引き下げを伴わない労働時間の短縮は失業者の吸収、すなわち雇用増加をもたらし、これらが賃金引き上げと相俟って国内需要を喚起することが期待されていた。さらに、1936年6月12日下院での社会党員アンドレ・フィリップの演説でも述べられていたように——「労働者の購買力の増大が追加需要を呼び起こし、その需要が一般経費に苦しむ企業に対し、その経費を生産強化に振り分けることを可能にし、従って原価引下の原因となるだろう。その価格は競争力のあるものとなって、貿易赤字を減少させることになる<sup>(49)</sup>。」——そのシナリオでは、労働者の所得増大が、民間企業の生産意欲を喚起し、生産増大を促し、よって単位当たり原価の低下をもたらすことで利潤増大期待を助長し、投資拡大へと連動されることが期待されていた。こうしたシナリオが、ミッテラン政権の最低賃金引き上げや老齢年金・家族手当・住宅手当などの引き上げなどの政策の狙いと共

通していることは前章で検討した通りである。さらに、ミッテラン政権はもとより、ブルム政権においても、こうした政策の基底には、いわゆる「労働の分かち合い」の考えがあり、有給休暇の実施や労働時間の短縮による労働者と失業者との間でのワークシェアリングの追求、あるいは老人と若者との間でのワークシェアリングとして「高齢労働者への十分な退職金制度の設立による青年の就職」などが政策として実施されたのである。

従って、カトリーヌ・ネイが、ミッテラン政権の『新しい論理』は、1981年のものであるのに、1936年のそれを正確に真似たものである<sup>(50)</sup>。」と述べているように、両政権の政策理念がきわめて類似したものであることを、ここでは確認できる。

このように、ブルム政権は、消費需要の拡大が経済成長を牽引すると捉え、労働者や中間層の所得増大を追求したのであるが、消費需要の拡大のみでは経済成長を惹起するには不十分であったことは論ずるまでもあるまい。また、かかる購買力増大政策が、他面では賃金コストの上昇という企業者負担を必然化させることを考え合わせると、前述したように生産性向上への取り組みも含めた生産的投資の動向がきわめて重要になってくるのである。

もちろん、ブルム政権は、公共投資を梃子に生産的需要の喚起を企図してはいたが、政策体系のなかでの位置づけが必ずしも明確ではなく、恐慌対策としての対症療法措置的性格が強かったことは否めない。さらに、その内容をみると、「労働者・農民を潤す」という階級的視点に立った公共投資であったが故に、当初から生産財部門を中心に需要を拡大していくという方向が打ち出されることはなかった。例えば、公共事業計画では3年間で200億フランの予算（1936年度分40億フラン）が立てられたが、専ら農業育成のための電化・灌漑工事や学校増設・教育設備などの一般的な改善が中心であった<sup>(51)</sup>。従って、公共投資としてはきわめて微力なものであったといえる。

かくて、国有化政策が頓挫し、構造改革が十分展開されなかったことと相俟って、ブルムの経済政策のなかで購買力増大政策が突出する結果となってしまったのである。従って、賃金引き上げなどによる所得増大は、物価騰貴を惹起し、加えて、製品コストを押し上げて価格面での国際競争力を低下させ、フランの切り下げへと政権を追い詰めていくことになるのである。

ブルム政権下では、工業生産指数（1928年＝100）が1936年5月87から9月には81へと減少、失業指数も1936年5月163から9月173へと増加した。また、同期間、卸売物価は12%、小売物価は5.5%の上昇をみた。こうした物価騰貴は外国貿易にも影響を与え、貿易差額は79700万フランから66900万フランへと減少している。その結果、1936年5月25億4700万フラン、6月33億7100万フラン、7月12億1300万フラン、8月43億8000万フラン、9月68億100万フランと、5月から9月までの5ヵ月間で総額約180億フランにもものぼる巨額の金流出が惹起されたのである。<sup>(52)</sup>

政権発足当初から蔵相オリオールをはじめ社会党のなかでは平価切り下げの不可避性が認識されていたにも拘らず、フラン安定、貯蓄保護、均衡財政に固執する中産階級の利害への配慮から、平価切り下げを回避してきたブルム政権ではあったが、ここにきて、平価切り下げを断行せざるをえなかったのである。こうして、1936年9月25日平価切り下げが実施された。その後、平価切り下げ効果も短期間で終わり、1937年2月13日には「綱領」の一時休止宣言、1937年6月21日には元老院による財政全権委任の拒否など、一連の経緯からブルム内閣は総辞職を余儀なくされたのであった。かくて、ブルムの実験は一年あまりの短期間で終止符を打つことになったのである。

カトリーヌ・ネイが「何と不思議なこと、何という偶然の一致」と驚きを表明しているように、ミッテランの実験がその軌道修正を余儀なくされたのも、ブルムと同様、政権発足後一年あまりのことであった。ミッテラ

ンの実験も、所期の目的を達成することができずに、貿易収支や国際収支の悪化をひきおこし、三度にわたる平価切り下げを余儀なくされた。第一回目は、1981年10月で8.5%の切り下げ、第二回目は1982年4月の5.75%、第三回目は1983年3月の2.5%であった。

このように、ミッテランの実験が失敗に終わった要因については、とりあえず、次のような点を指摘しておきたい。

まず第一点は、構造改革の牽引車として期待されていた国有企業の多くが、政府の失業対策への協力として不必要な人員までも雇用せざるをえなかったことである。その結果、非効率部門の合理化・近代化あるいは衰退産業の再整理が不徹底に終わり、国有企業の業績が軒並み悪化することになった。

第二点は、フランス経済の構造的問題、とりわけ工作機械や耐久消費財を中心とした供給力不足問題、すなわち産業基盤の脆弱性が足枷となっていたことである。要するに、最低賃金の引き上げや社会保障支出の増加によって喚起された消費需要や設備投資需要は海外に向かってしまい、貿易収支の悪化をもたらしたのである。

第三点は、積極財政政策の採用は、インフレーションの加速化を結果してしまったことである。財政赤字総額は、1970年代後半200億フラン台に留まっていたが、ミッテラン政権になると1981年には807億フラン、1982年には1010億フランと急膨張していった。こうした財政赤字は、専ら政府短期証券の増発によって賄われていたため、通貨供給量を増大させインフレーションを高進させることになったのである。

第四点は、賃金や社会保険料の引き上げなどが企業収益を圧迫し、設備投資の停滞をもたらしたことである。工業投資指数（1970年=100）は、1981年7月には94、1982年7月には89であった。こうした投資意欲の減退要因として、左翼政権であるミッテラン政権に対する企業家の不信感・不安感を挙げるができる。「反資本主義」を旗印に、いわば民間企業と

高所得者層の負担のもとにその政策を実施しようとしたミッテラン政権と、二百家族に象徴される「金融資本の排斥」を掲げたブルム政権が、企業家の信頼と協力を獲得できなかったことは当然といえば当然であったのである。このことは、左翼政権が、資本主義の枠組みの中で、労働者の視点に立った政策を追求することが如何に困難であるかを物語るものである。

かくて、ミッテラン政権は、1982年6月賃金・物価凍結令等を中心とした第一次緊縮プランを発表し、政策の大転換を図っていくことになる。これ以後、同政権は「経済効率の追求」を掲げ、インフレ抑制、財政赤字の縮小、規制緩和、国際化を打ち出していくことになるのである。

ともあれ、ブルムの実験もミッテランの実験もともに一年あまりの短命であったことはきわめて示唆に富んでいる。ブルムの実験やミッテランの実験において、いわゆる購買力増大政策と連携すべき強力な政策を打ち出すことができなかったこと、あるいは連携すべき政策が所期の期待どおりに展開しなかったことが、その失敗を決定づけたといえよう。

両実験とも、労働者の所得引き上げを中心とする購買力増大政策が生産コストの上昇による商品価格の高騰、国際競争力の低下という予期せぬ結果を引き起こし、その挫折を余儀なくされたのである。このことは、左翼的アプローチによる国内市場の拡大政策の限界を示すものといえる。

#### IV おわりに

未曾有の世界恐慌に見舞われた1930年代、フランスの舵取りをまかされたブルムは、恐慌で打撃を受けた国内産業の回復に当面の大きな政策課題を見つけていた。国内購買力の回復による景気の喚起を実現しようとしたこと、そして、十全な展開を見ることなく終わったが、国内主要産業の国有化が志向されていたのである。1980年代のミッテランは、オイルショック以後のフランス経済の立直しに、失業の減少・社会的不平等の是正・経済の活性化をもって向かおうとした。1980年代にイギリスやアメリカが、

公的部門の縮小・民間主体の活力の喚起を追求し、「小さな政府」を志向したのは対照的に、国有化や公共投資の増大によって生産的投資を促し、消費需要の拡大による経済成長を追求したのであった。ブルム、ミッテラン両政権とも左翼政権として、労働者の利益追求を主軸にすえた拡張主義的な政策を展開したのである。

しかし、ミッテラン政権はブルム政権と同じように、その政策意図にもかかわらず、貿易収支や国際収支の悪化をもたらし、フランの切り下げを余儀なくされていった。ミッテランの時代にはフランス製品の国際競争力は日本やアメリカに大きく引き離されていったからである。所得配分を勤労者に有利になる方向へ誘導し、消費需要を喚起するという方策はともかくとして、それと並び、経済発展の大きな梃子となる生産的需要を確実に喚起する道筋が明確に設定されなかったこと、生産現場でのフランス経済の活性化を実現し得なかったこと、あえてそれを国有化を中心として公的部門の拡大によって実現しようとしたこと、これらが「ミッテランの実験」のもうひとつの特徴であり、またそれがミッテランの限界でもあった。その点では半世紀前のブルムも同じである。彼の政策に関しては、これまで購買力増大政策一辺倒であるとする一般的評価があった。それが必ずしも適当ではないことは、おりにふれて明らかにしてきたとおりである。ブルムも、フランス経済の活路を産業の国有化に託していたという意味で、その将来をミッテランと同じ地平の彼方にみつめていたのである。

二つの実験は、「社会主義が生まれた20世紀」という時代の価値観を強烈に反映していた。ミッテランは、ブルム以上に、フランスの再生へ向けての希望を国有化にかけた。もちろん、旧ソ連・東欧諸国の経験とは別に、分権化を含む民主的な改革を前提にしたものであったが、それでも、フランス経済の活性化の主役は企業内改革を実施し、労働者の地位・権利を保障する国有企業に求められていた。それは、左翼政権としての、私的所有に対する政治的理念の当然の追求であったといえる。だが、市場で、とり

わけ、厳しい競争条件に取り囲まれた国際市場という舞台で、労働側の視点にたった経済の管理が実施される国有企業が真に優越性を発揮することはできなかつたのである。少なくとも「ミッテランの実験」は、労働者の利益と経済の実際の舵取りを同時追求することの難しさを示すかたちで終わりを告げた。

半世紀前のブルムの政策と同じように、ミッテランの政策によっても、フランス経済の脆弱性は改善されなかつた。むしろ、その構造的問題を貿易収支や国際収支の悪化という形で露呈させることによって、フランの切り下げを結果させた。フランス経済に固有の問題は結局は解決されなかつたのである。しかし、危機に陥つた経済を再生させるために、繰り返し国有化がテーマとなり、国内の消費需要を喚起させるという政策が対置されること、そのことにフランス経済のもつ特徴があるように思える。フランス資本主義にビルトインされているであろう生産主体の非整合性、民間企業と国有企業の体質の違いが予測される。そして、それらの多様性を含んだフランス国民経済市場の複雑性が予測されるのである。



〈註〉

- (1) 拙稿「「フランス・ニューディール」政策に関する一考察」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』第8号)「ブルムの財政金融政策をめぐって」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』第25号)の参照を乞う。
- (2) 筆宝康之「フランス社会党政権の経済政策」(立正大学『経済学季報』36(4)1987年3月)141頁
- (3) 和田 俊「『紅い薔薇の実験』—ミッテラン政権の六カ月—」(『世界』第433号岩波書店 1981年12月)130頁
- (4) 岩田一政「ミッテランの新経済政策」(『経済セミナー』318 1981年7月) 8～12頁  
石山嘉英「軌道修正するフランス経済」(『経済セミナー』335 1982年12月)70～75頁  
在仏日本大使館「ミッテラン政権下のフランス経済」(『大蔵省調査月報』73(5)1984年5月)37頁
- (5) 野村昭夫「フランス経済政策の変貌とその意義(3)」(『福岡大学商学論叢』27(4)1983年3月)520頁
- (6) 畠中杉夫「ミッテラン政権の経済政策」(『ファイナンス』17(9) 1981年12月)8頁
- (7) 渡辺直文「ミッテラン社会党政権による国有化計画」(『大蔵省調査月報』72(2)1983年2月)52～59頁
- (8) 同上論文 54～55頁
- (9) 在仏日本大使館 前掲論文、渡辺直文 前掲論文、参照
- (10) 渡辺直文 前掲論文 36頁
- (11) 在仏日本大使館 前掲論文 47～49頁  
国立国会図書館調査立法考査局商工課「ミッテラン政権の経済政策とフランス経済」(『レファレンス』32(6) 1982年6月)100～103頁
- (12) 大山礼子「地方自治と分権化改革」(奥島考康・中村紘一編『フランスの政治—中央集権国家の伝統と変容』早稲田大学出版部 1993年10月)82～106頁
- (13) 押村 高「政治の変容」(奥島考康・中村紘一編『フランスの政治—中央集権国家の伝統と変容』早稲田大学出版部 1993年10月)189頁
- (14) 和田 俊 前掲論文
- (15) 梶田考道『統合と分裂のヨーロッパ—EC・国家・民族—』岩波書店 1993年11月 参照
- (16)(17) 新田俊三「動きだしたミッテラン路線—その政策的視点—フランス版“文化大革命”の行く方は」(『公明』240 1982年1月)120頁

- (18) 座談会 新田俊三他「フランスの経済改革の可能性と限界」(『月刊社会党』306 1982年1月) 86~115頁
- (19) 新田俊三「ミッテラン経済政策の視点(上) 厳しい前政権からの遺産」(『エコノミスト』59(36) 1981年9月8日) 86~115頁
- (20) 岩田一政 前掲論文 10頁
- (21) 新田俊三「市民革命を継承するフランスの自主管理型社会主義」(『月刊社会党』306 1982年1月) 42頁
- (22) 新田俊三 同上論文 44頁
- (23) 宮島 喬「フランス経済の再生めざして—軌道に乗るか、ミッテランの国有化政策」(『公明』244 1982年5月) 83頁
- (24) 伊吹迪人「フランス社会党とその産業政策」(『アナリスト』27(2) 1982年3月) 42頁
- (25) 中木康夫「戦後フランスの政治」(中木康夫編『現代フランスの国家と政治』有斐閣選書 1987年) 64頁
- (26) 中木康夫 同上論文 64~65頁
- (27)(28) 中木康夫 同上論文 65頁
- (29) 国立国会図書館調査立法考査局商工課 前掲論文 90~95頁
- (30) 中木康夫 前掲論文 65頁
- (31) 在仏日本大使館 前掲論文 41頁
- (32) 和田 俊 前掲論文 132頁
- (33) 岩田一政 前掲論文 12頁
- (34) 渡辺直文 前掲論文 67~78頁
- (35) トラハテンベルグ『独占資本主義の貨幣恐慌』(及川朝雄訳 岩崎放送出版会 1971年) 217頁  
 ヴァルガ 経済批判会訳『世界経済年報』第15号 叢文閣 55~56頁  
 十亀盛次『仏蘭西の貨幣銀行制度と金融市場』一元社 昭和12年 78~79頁
- (36) Lewis, W. Arthur, *Economic Survey, 1919-1939*, London 1949  
 石崎昭彦・森 恒夫・馬場宏二訳『世界経済論—両大戦間期の分析』新評論 1969年 64~94頁
- (37) Peel, Hon, George, *The Economic Policy of France, 1937* (町田義一郎・吉田啓一共訳『仏蘭西最近の財政・経済政策』金融研究会叢書第9編、昭和13年) 178頁
- (38) 広田 功「フランス現代資本主義の歴史的特質」(長部重康編『現代フランス経済論』有斐閣選書 1983年) 31頁
- (39) 広田 功 前掲論文 31~35頁

- (40) 阪上 孝「計画の観念とテクノクラートの形成」(河野健二編『ヨーロッパ1930年代』岩波書店 1980年) 261～262頁  
 湯浅起男「30年代フランスにおける危機への対応－「改革プラン」と「人民戦線」」(社会経済史学会編『社会経済史学』Vol.46.6) 43頁  
*The International trade union movements*, Vol. XV 1935 pp. 23～30  
 Lefrac, Georges, *Le Syndicalisme en France*, Paris, 谷川 稔訳『フランス労働組合運動』白水社 1974年 91～93頁
- (41) 平田好成『フランス人民戦線論史序説』法律文化社 1977年 84頁
- (42) 野地孝一「二極化と中道化の間で－フランス左翼連合の展開とミッテラン政権」(篠原 一編『連合政治Ⅲ－デモクラシーの安定を求めて－』岩波現代選書 1984年) 20～26頁
- (43) Clarke, R. W. B., Blum's Economic Policy, *Fabian Quarterly* No.11 1936 p. 10  
 Sauvy, Alfred, *Histoire économique de la France entre les deux guerres (1931～1939)*, Paris, 1967 p. 213
- (44) 堀田和広『フランス公企業成立』ミネルヴァ書房 昭和49年 34～37頁、71～75頁
- (45) Maurette, Fernand, A year of "Experiment" in France (II), *International Labour Review* vol. xxxvi No. 2 1937.8 pp. 152～153  
 Kalecki, M., The Lesson of the Blum Experiment, *The Economic Journal* vol. XLVⅢ 1938 pp. 33～34  
 Sauvy, Alfred, *op. cit.*, pp. 212～213  
 Clarke, R. W. B., *op. cit.*, p. 11  
 Peel, G., 前掲訳書 26～40頁
- (46) Maurette, Fernand, *op. cit.*, pp. 155～156
- (47) Nay, Catherine, Les Sept Mitterrand ou les *métamorphoses* d'un septennat, 1988 (村田晃治訳『ミッテラン－フランス1981－88』世界思想社 1992年 11頁)
- (48) 対談 Gilles Martinet, 新田俊三「マルチネが語る仏新経済政策－ミッテラン政権の視点は何か」(『エコノミスト』59(31) 1981年8月4日) 31頁
- (49) Nay, Catherine, 前掲訳書 7頁
- (50) Nay, Catherine, 前掲訳書 8頁
- (51) Clarke, R. W. B., *op. cit.*, p. 10  
 Maurette, Fernand, *op. cit.*, p. 157
- (52) Sauvy, Alfred, *op. cit.*, pp. 215～222

Marjolin, R., Reflections on the Blum Experiment, *Economica* vol. 5  
No. 18 1938 p. 179 Maurette, Fernand, *op. cit.*, pp. 153~154